

第9章 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

第9章 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

第1章第3節4 指定給水装置工事事業者の取消し、第1章第3節5 指定給水装置工事事業者の停止、第1章第3節6 過料に基づき、指定工事事業者の違反行為等に係る処分基準を表-9.1.1のとおり定めている。処分内容は各項目ともすべて指定取消し要件となっているが、情状酌量すべき特段の事由があるときの最大の罰則（期間）を示す。

表-9.1.1 指定工事事業者の違反行為に係る処分基準

水道法		水道法 施行規則		香川県広域水道企業団 指定給水装置工事事業者規程		香川県広域水道企業団基準（最高処分）	
違反項目	根拠条項	関係条項		第14条	関係条項	該当事項	処分内容
不正申請	第25条の11 第1項 第8号			第1号		不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し
指定要件 違反	25条の11 第1項 第1号	第25条の3 第1項第1号	第21条	第2号	第3条 第1号	事業者ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	文書警告
		第25条の3 第1項第2号	第20条		第3条 第2号	香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第3条第2号で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
		第25条の3 第1項第3号イ	第20条 の2		第3条 第3号 ア	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき。	指定取消し
		第25条の3 第1項第3号ロ			第3条 第3号 イ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。	指定取消し
		第25条の3 第1項第3号ハ			第3条 第3号 ウ	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第25条の3 第1項第3号ニ			第3条 第3号 エ	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し

第9章 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

水道法		水道法 施行規則		香川県広域水道企業団 指定給水装置工事事業者規程		香川県広域水道企業団基準	
違反項目	根拠条項	関係条項		第14条	関係条項	該当事項	処分内容
指定要件 違反	第25条の11 第1項 第1号	第25条の3 第1項第3号 ホ		第2号	第3条 第3号 オ	業務に関し不正又は不誠実な行為を するおそれがあると認めるとする相当の 理由がある者。	指定停止 3月以下
						①無断通水、メーターの不正使用等をし たとき。	指定停止 6月以下
						②道路掘削許可、道路使用許可を受けず に工事を施行したとき。	指定停止 6月以下
						③施工上の安全管理を怠り、従業員を死 傷させたとき。	指定停止 3月以下
						④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷 者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止 6月以下
						⑤行政指導（文書注意又は文書警告）に 従わないとき。	指定停止 3月以下
						⑥その他の違反行為	指定停止 6月以下
		第25条の3 第1項第3号 ヘ			第3条 第3号 カ	法人であって、その役員のうち香川 県広域水道企業団指定給水装置工事事 業者規程第3条第3号アからオまでに該 当する者がいることが判明したとき。	指定取消し
届出義務 違反	第25条の11 第1項 第3号	第25条の7	第34条 第35条	第3号	第5条 第1項	事業所の名称及び所在地等の変更届を 提出しないとき又は、休止届、廃止届、 若しくは再開届を提出しないとき又は、 虚偽の届出をしたとき。	指定停止 3月以下
事業の 運営 義務違反	第25条の11 第1項 第4号	第25条の8	第36条 第2号	第4号	第6条 第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工 事及び給水装置の配水管への取付口から 水道メーターまでの工事を施行する場合 において、当該配水管及び他の地下埋設 物に変形、その他の異常を生じさせるこ とがないよう適切に作業を行うことがで きる技能を有する者を従事させず、又は その者に該当工事に従事する他の者を実 施に監督させないとき。	指定停止 1月以下
			第36条 第3号		第6条 第3号	企業長の承認を受けた工法、工期その 他の工事上の条件に適合しない工事を施 行したとき。	指定停止 6月以下
					第6条 第4号	研修の機会の確保をしなかったとき。	指定停止 3月以下
			第36条 第5号イ		第6条 第5号 ア	水道法施行令第5条に規定する給水装 置の構造及び材質の基準に適合しない給 水装置を設置したとき。	指定停止 6月以下
			第36条 第5号ロ		第6条 第5号 イ	給水管及び給水用具の切断、加工、接 合等に適さない機械器具を使用したと き。	指定停止 3月以下
			第36条 第6号		第6条 第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、 施行した給水装置ごとに工事記録を作成 させなかったとき又は、当該記録をその 作成の日から3年間保存しなかったと き。	指定停止 3月以下

第9章 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

水道法		水道法 施行規則		香川県広域水道企業団 指定給水装置工事事業者規程		香川県広域水道企業団基準（最高処分）			
違反項目	根拠条項	関係条項		第14条	関係条項	該当事項	処分内容		
給水装置 工事 主任技術 者 選任等 義務違反	第25条の11 第1項 第2号	第25条の4 第1項・2項	第21条 第1項 第2項	第5号	第8条	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定停止 3月以下		
			第21条 第3項			給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うに当たり支障があるとき。	指定停止 3月以下		
工事施行 に 関する 義務違反	第25条の11 第1項 第5号	第25条の9		第6号	第12条	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止 3月以下		
	第25条の11 第1項 第6号		第25条の10			第7号	第13条	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止 3月以下
	第25条の11 第1項 第7号					第8号	施行した給水装置工事が、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき（障害が重大であるときを除く。）。	指定停止 6月以下	
		施行した給水装置工事が、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき（障害が重大であるとき。）。	指定取消し						

香川県広域水道企業団 水道事業給水条例		香川県広域水道企業団基準	
第40条 第1号	第4条	企業長の承認を受けずに給水装置工事を施行したとき。	行政処分（指定取消しを除く）を行う際に、5万円以下の過料を加える。
第40条 第3号	第7条 第2項	設計審査及び工事検査を受けずに給水装置工事を施行したとき。	
第40条 第8号		給水条例又は事業者規程若しくは指示に違反したとき。	

水道事業者と指定工事業者との関係を図-9.1.1に示す。

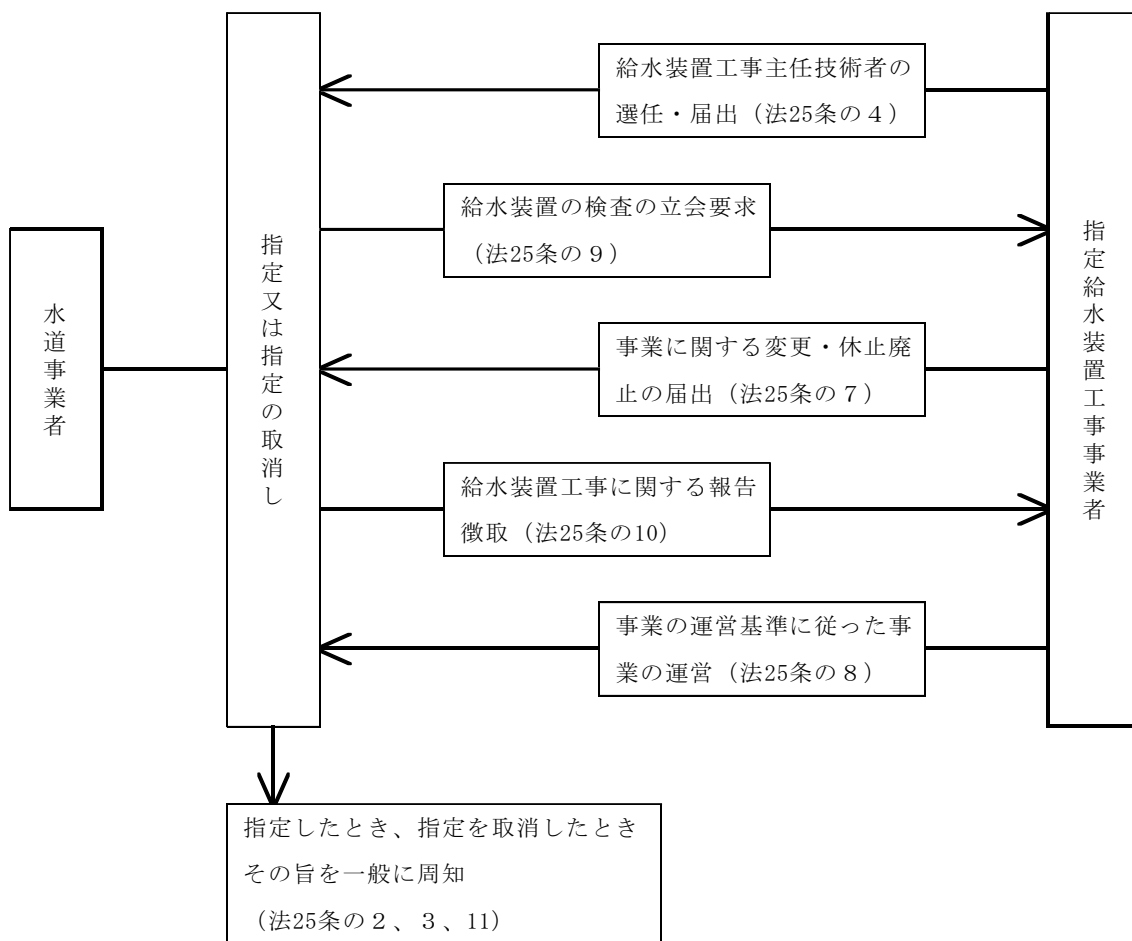


図-9.1.1 水道事業者と指定工事業者との関係